

令和3年第1回紋別市議会定例会会議録（第3日）

1 開催日時

令和3年（2021年）3月9日（火）

開議 午前10時1分

2 議事日程

日程第1 一般質問 質問順位 4番 橘 有三君
5番 野村 淳一君
6番 梶川 友子君

3 出席議員（14名）

議長	飯田 弘明君	副議長	鈴木 敏弘君
1番	山崎 彰則君	2番	保村 幸二君
4番	橘 有三君	5番	梶川 友子君
6番	野村 淳一君	8番	田中 勝彦君
9番	喜多 俊晴君	10番	宮川 正己君
12番	加藤 裕貴君	13番	青木 邦雄君
14番	石田 久就君	15番	阿部 秀明君

4 欠席議員（なし）

5 説明員

市長	宮川 良一君	副市長	鈴木 英樹君
総務部長	牧野 昌教君	市民生活部長	若原 喜直君
兼特別定額給付金対策室長			
兼新庁舎建設準備室長			
市民生活部次長	大月 茂君	保健福祉部長	富樫 豪志君
		兼新型コロナウイルス対策推進室長	
保健福祉部	服部 淳一君	建設部長	加川 安明君
休日夜間急病センター長		兼ガリソコ号建造推進室長	
兼保健センター長兼参与		兼新庁舎建設準備室次長	
兼新型コロナウイルス対策推進室長		兼まちづくり整備推進室次長	
技 監	森谷 裕一君	新庁舎建設準備室次長	佐藤 健吾君
兼広域病院連携推進室次長			
兼観光連携室次長			

兼ガリンコ号建造推進室次長
兼新庁舎建設準備室次長
兼まちづくり整備推進室次長

庶務課長 小林昌史君
兼特別定額給付金対策室参事
兼新庁舎建設準備室参事

企画調整課長 竹本幸孝君
社会福祉課長 大平一也君

健康推進課長 大平朱美君
兼保健センター事務長
兼新型コロナウイルス感染症推進室参事

土木課長 岩井智広君
兼広域病院連携推進室参事
兼ガリンコ号建造推進室参事
兼まちづくり整備推進室参事

庶務課庶務係長 中野弘貴君
兼新庁舎建設準備室副参事

○教育委員会

教育長 堀籠康行君
学務課長 浜屋武志君

○監査委員 村井毅君

財政課長 鈴木保智君
兼新庁舎建設準備室参事

市民課長 檜山博克君
介護保険課長 飯田欣也君
兼新型コロナウイルス感染症推進室参事

保健福祉部参事 住出晋一君
兼広域病院連携推進室参事

都市建築課長 谷口隆行君
兼広域病院連携推進室参事
兼観光連携室参事
兼まちづくり整備推進室参事
兼ガリンコ号建造推進室参事
兼新庁舎建設準備室参事

6 議会事務局出席職員

事務局次長 黒木主税君
議事係長 川勝亜樹子君
事務局次長 細川貴志君
議事係 上森香純君

一般質問通告

質問順位 4 番 橘 有三 君

1、市内における新型コロナウイルス感染拡大、第二波に備えよ。「紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画」にしたがい、第一波に関する対策の評価が必要ではないか。

2、地域と住民と日本を利する、「国益に利する道、高規格幹線道路旭川紋別自動車道」

の一日も早い紋別までの事業化と、紋別インターチェンジをどのように考えていくのか。

3、高速道路の紋別延伸を見据え、港湾・空港・病院・市役所や消防庁舎の建替え、重要物流道路の指定、道の駅等を俯瞰して考え、都市計画の変更が必要ではないか。

4、市役所庁舎、消防庁舎建替え等これから始まる大事業は、コロナ禍後の市内経済を循環活性化させる一大好機となる。広く地元企業の参画を図るべき。

5、好調なふるさと納税による基金の創設や積み増しを評価する。将来の為より多くの基金を蓄え、持続的永続的な政策の展開と、安全かつ有利な長期的運用をどう考えるか。

質問順位 5 番 野 村 淳 一 君

1、 コロナから命とくらしを守るケアに手厚いマチづくりを

- ①地域医療体制の強化について
- ②保健所体制の拡充について
- ③介護・障害福祉の人材確保とPCR検査について

2、 誰も置き去りにしない、やさしいマチづくりを

- ①障害者の就労拡大と「親なき後」の支援について
- ②最後のセーフティーネット・生活保護について
- ③ジェンダー平等と男女共同参画について
- ④LGBT、性的マイノリティに対する取り組みについて

3、 未来を担う子どもを大切にするマチづくりを

- ①高校生までの医療費助成について
- ②学校給食の無料化について
- ③少人数学級の実施について

質問順位 6 番 梶 川 友 子 君

子宮頸がんの情報提供について

コロナ感染者への偏見・差別の対応について

午前10時1分 開議

○議長（飯田弘明君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の出席議員数は14名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより前日に引き続き会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、10番宮川正己君、13番青木邦雄君の両君を指名いたします。

ここで、事務局職員より諸般の報告をいたさせます。

議事係長。

○議事係長（川勝亜樹子君） ご報告を申し上げます。

まず、本日の配付文書でございますが、本日の議事日程を配付してございます。

次に、本日の議事日程ですが、日程第1までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（飯田弘明君） これより本日の議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番橘有三君、登壇を願います。

○4番（橘 有三君）（登壇） まずは、世界中を覆う新型コロナウイルス感染症によって残念なことにお亡くなりになった方々、コロナ禍の下、自ら命を絶たれた方々のご遺族や関係者の方々に深くお悔やみ申し上げますとともに、いまだ終息の見えない状況の中、今も感染症と闘う多くの患者の皆様への回復を心から念じております。

また、当市においても、強い使命感を持って医療に取り組む関係者の皆様をはじめ、社会機能の維持のために尽力される多くの皆様に深い敬意と感謝を表すものであります。

3月は、今を生きる私たちにとって忘れることのできない月であります。

明後日の11日で東日本大震災からちょうど10年を迎えます。

私は、今も、石巻の旧青果花き市場に安置された、目の前に累々と並ぶ704体の光景を忘れることはできません。大川小学校の近くで、目の前で収容された毛布に包まれたご遺体の姿を忘れることはできません。

私たちの日本は、自然に恵まれた豊かな美しい国であるとともに、いつ、どのような大災害が発生するかが分からない非常に厳しい地域でもあるのです。

去る2日は、ちょうど8年前のあの日と同じく、午後は吹雪となりました。

隣の湧別町で、吹雪の中、動けなくなった車を出たものの、ホワイトアウトで進むことができなくなった父は、自らのジャンパーを娘に着せて抱きかかえ、翌朝に発見されたとき、娘は助かったものの、お父さんは既に凍死していらっしゃいました。3月3日、おひな様の日の朝のことです。

昨年10月27日、初めてその現場を訪れ、改めて私たちの住む地域の厳しさと現実をひしひしと感じさせられました。

私たちの命と安心・安全な暮らしを守る感染症対策と、防災、減災、強靱化、深くそのことに思いを寄せつつ、通告に従って順次質問いたします。

昨年、1月28日、武漢から北海道を訪れた女性観光客の新型コロナウイルス感染が確認され、2月14日には札幌市、同22日には北見市と、次々と感染者が確認されました。

世界中、誰もが感染の可能性がある中、紋別市内においても、今年に入り、感染された方が確認されました。感染者の発生がそれまでなかったこともあり、私たち市民の不安は、時には不信ともなり、大きな動揺を招きました。予想されていたこととはいえ、現実となると、行政としてもその対処の厳しさは大変なものであったと推察いたします。

現状、落ち着きを見せ、また、ワクチンの接種も国内で始まったとはいえ、国内においても道内においても感染拡大の終息のめどは立たず、市内においていつ再び第2波が襲ってくるか分かりません。

そのような中で、1月以降の一連の新型コロナウイルス感染拡大に関して、市民の命を守る、市民の不安を取り除く、市民に協力を仰ぐためにも、総合的に検証し、起こり得る第2波への備えとする必要を強く感じます。

人類の歴史は、感染症との闘いであります。特に、平成21年、新型インフルエンザの発生を経て、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、都道府県、市町村では、法に基づき、行動計画を策定いたしました。

紋別市においても、平成27年3月、紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画が策定されております。

昨年3月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症も法の適用対象になりました。

国、都道府県、市町村が既に定めている新型インフルエンザ等対策行動計画に新型コロナウイルス感染症が含まれたわけですが、紋別市は、行動計画に基づき、特に1月の市内での感染確認後、どのように対処したのか、また、しているのか、質問いたします。

また、行動計画にのっとり、各段階における対策として、小康期の対策の考え方には、第2波に備えるため、第1波に関する対策の評価を行うとありますが、現在どのように検証と評価を進めているのか、そこにはどのような課題があるのか、もしくは、問題があるのかないのか、さらには、第2波への備えを開始しているのか、具体的にお示しください。

次に、地域住民を利することは言うまでもなく、国益に利する道である高規格幹線道路旭川紋別自動車道の新規事業採択時評価手続の着手が、去る26日、国土交通省より発表されました。

鉄道のない紋別にとって最重要課題の一つである紋別までの事業化の鍵となってい

た遠軽―上湧別間の計画段階評価も極めて順調に進み、令和元年12月の第1回北海道地方小委員会、次いで、翌令和2年2月から3月には、広く地域住民をはじめとしたアンケート等の地域の意見聴取が、それを受けて、7月には第2回北海道地方小委員会が開催、政策目標や比較ルート案が示され、次いで、10月、11月と2回目のアンケート等が実施され、先月16日には、第3回目の北海道地方小委員会を経て、対象区間は13.8キロメートル、事業費はおよそ300億円とされ、地域も住民も願ってやまなかった全線別線ルート、すなわち全区間自動車専用道路となり、対応方針の決定の運びとなりました。そして、僅か10日後、新規事業採択時評価の着手の発表もなされたこと、これに勝る喜びはありません。

本自動車道は、繰り返し申し上げるように、命の道であります。また、防災の道、安全保障の道、産業の道、観光の道であり、食の安全保障が声高に叫ばれる今日、食料自給率90%をもって日本人の命を支える我が国にとってかけがえのない大切な地域を結ぶとともに、国境の海でもあるオホーツク海の中心、海上保安部がある紋別を結ぶ国益に利する重要な道であります。

名寄本線が廃止になって間もなく32年、悲願の遠軽―紋別間の事業化に向けて大きな前進を見せたことは、紋別市をはじめとする周辺自治体と関わる職員の皆さん、早期建設促進期成会を中心とした早期建設促進協議会、オホーツクのみちと未来を考える会をはじめとする関係団体の皆さんの長年にわたる積極的かつ切れ目ない要望活動の成果であると同時に、国土交通省北海道開発局網走開発建設部の深いご理解とご助力のたまものであると心から感謝するものであります。

今後、財務省の深いご理解の下、令和3年度の予算成立後の閣議決定を経ての箇所づけ発表、そして、事業着手となることを心から願う次第であります。

さて、事業化に向けて、極めて順調に進んでいる喜ばしい状況であります。今後、どのようなスケジュールで紋別までの全線開通に向けて取り組んでいくのかが重要な課題であります。まずは、遠軽―上湧別間の一日も早い供用開始に向け、紋別市として、どのように遠軽町、湧別町と連携し、取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

次に、現状では順調に進んでいても、紋別までの全線開通までかなりの年月が予想されますが、その短縮に向け、どのようにお考えであるか、お尋ねいたします。

また、昨年申し上げましたが、終点である紋別インターチェンジについてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

次に、高規格幹線道路旭川紋別自動車道の紋別までの事業化が現実的なものとなってきた今、旭川紋別自動車道の整備並びに供用開始を見越し、重要港湾の紋別港、オホーツク紋別空港、重要物流道路及び代替補完路、広域紋別病院や、これから始まる市役所庁舎と消防庁舎の建て替え、防災の観点から課題のある道の駅等を俯瞰して考えるとともに、紋別市強靱化計画、紋別市地域防災計画等を踏まえ、おおむね20年後を目標としたまちづくりの設計図、平成27年2月に策定の紋別市都市計画マスタープ

ランを見直す必要があると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

交通と物流、防災、医療等の近年の著しい状況の変化を踏まえたインフラの整備や老朽化対策に積極的に取り組み、交通結節機能の充実や主要な公共施設の計画的配置、防災まちづくりのために総合的で長期展望に立った政策形成と推進の必要性を強く感じております。

次に、市民の期待を集める紋別市役所庁舎と消防庁舎の建て替えですが、老朽化への対応や防災拠点機能としての防災まちづくりの観点から、また、国の財政支援措置である令和2年度末までの実施計画着手が条件であった市町村役場機能緊急保全事業を積極的に活用するとともに、ふるさと納税の恩恵をもって後世に負担を残さないための高く評価される事業です。

また、誰もが予想していなかった新型コロナウイルス感染症が地域経済に大きな影響を与えている現実に鑑みたとき、いわゆるコロナ禍後の市内経済を循環活性化させる一大好機ともなる事業であります。

本事業は、市政執行方針の冒頭に示された市民の皆さんの命と暮らし、市内経済を支える企業と雇用を守るためにも、誠に時宜を得た象徴たる大事業として推進しなければなりません。

このような状況に鑑み、市役所庁舎、消防庁舎建て替えに当たり、広く地元企業の本事業への参画を適切に、より継続的に推進しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

コロナ禍後を考え、具体的にどのように推進するのか、お尋ねいたします。

令和3年度紋別市一般会計予算案も、依然として好調なふるさと納税に支えられ、積極的なものとなっております。

特に評価されます点は、裁量的経費の圧縮を図り、子育て応援基金を新たに創設するとともに、公共施設等整備基金や医療確保対策基金への積み増しを図ったことであります。

ふるさと納税は、言うまでもなく、地方再生にとって非常に重要な制度であります。紋別市をはじめとした極めて好調な自治体と、その恩恵が少ないなど、税収減にあえぐ自治体との格差が生じ、課題も挙げられております。

将来への永続性のある財源とは言えない現実の中、今後直面する2040年問題に象徴される非常に厳しい国及び地方自治体の状況下で、紋別市にあっては、この契機にあっても、努めて歳出の削減を心がけ、将来のためにより多くの基金を蓄え、持続的、永続的な政策を展開させていかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

また、基金の効果的運用についてお尋ねいたします。

基金の創設、積み増しに伴い、安全性、流動性、効率性の観点を厳守しながらも、より効果的な運用について、現状及び今後をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

基金に関わる資金の性質により、運用手法も様々でありましょう。持続的、永続的な政策展開のため、国債や地方金融機構債の活用もありますし、北海道においては、昭和31年に設立され、道内全ての市町村が加入する一部事務組合である北海道市町村備荒資金組合は現状の民間金融機関の利率に比較して極めて有利な利率配当となっております。

紋別市は、普通納付金として、平成30年度には限度いっぱいの3億円まで積み上げ、超過納付金については令和元年度末までに1億3,818万3,739円まで積み上げています。それに対する配分金の利率は、令和元年度では、市中銀行等の年利が0.01%である中、備荒資金組合は、普通納付金に対しては、何と、100倍の1%の配分金利率、超過納付金に対しては33倍、0.33%の配分利率で配分しています。

紋別市の場合、超過納付金の限度額は30億円まで可能となっております。より積極的に積み増しを図っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問は以上であります。再質問は留保いたします。（降壇）

○議長（飯田弘明君） 答弁を求めます。

宮川市長。

○市長（宮川良一君）（登壇） それでは、橘議員のご質問にお答えいたします。

初めに、紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策の評価が必要ではないかについてであります。

1点目の新型コロナウイルス感染確認後の対処方法についてであります。感染確認後は、行動計画に基づき、速やかに危機管理対策本部会議を開き、現状についての情報共有と施設等を含めた市内全域における感染拡大防止対策について検討し、公共施設の臨時休業等の必要な措置を講じるとともに、市民周知の徹底に努めてまいりました。

2点目の感染拡大防止対策の検証と評価についてであります。本年1月の感染者が確認されるまで感染者は発生しておらず、広域紋別病院と休日夜間急病センターの発熱外来の開設及び市内医療機関の発熱患者受入れの協力とPCR検査の体制整備等により、感染拡大防止対策の徹底が図られたこと、何より、市民の方一人一人が、日々、感染対策を徹底し、その対策を身につけて生活してきたことを評価したいと思います。

3点目の今後の課題と問題についてであります。感染症発症者への偏見や差別が起こっており、苦しんでいる方がおりますので、この感染症について正しく知り、理解を深め、温かく見守ることができる環境を整えてまいりたいと考えております。

4点目の第2波への備えについてであります。一人一人が感染拡大防止対策の徹底を継続するとともに、今後予定しております新型コロナウイルスのワクチン接種により重症化の予防を図ってまいります。

次に、高規格幹線道路旭川紋別自動車道の日も早い紋別までの事業化と、紋別インターチェンジについてであります。

このたびの遠軽―上湧別間の約14キロメートルが新規事業採択時評価の手續に着手されることにつきまして、平成31年3月に計画段階評価を進める調査箇所を選定された以降、本事業が切れ目なく、かつ、スピーディーに展開されましたことは、高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会や協議会の要望活動に加え、関係団体の皆様のご助力、また、地元選出の国会議員、さらには、本事業を応援して下さる国会議員の皆様によるご尽力のたまものであり、この場をお借りして心より深く御礼を申し上げます。

1点目の遠軽―上湧別間の日も早い供用開始に向け、本市として、どのように遠軽町、湧別町と連携して取り組んでいくかについてであります。従前より行っておりました期成会や協議会の官民連携した要望活動や、必要に応じて実施する緊急要望活動などを重ね、本道路が担う医療、防災等における役割が沿線自治体にとって非常に大きなものであるという地域の切実な声を国に届け続け、一日も早い本市までの供用開始に向けて取り組んでまいります。

2点目の紋別までの全線開通に向けた事業期間短縮の取組であります。事業の進捗においては、用地交渉が最も時間を要することから、本市、湧別町及び遠軽町において、用地交渉の円滑化を目指すことを共通認識とし、開発局で行う交渉に際しては自治体も積極的に協力することで用地交渉の円滑化を図り、事業期間を短縮させるべく取り組んでまいります。

3点目の紋別インターチェンジについてであります。現段階では、上湧別から終点までのルート及び終点位置の詳細は確定されていないことから、今後も、ルート及び終点、さらには、インターチェンジの在り方について、適切に対応してまいります。

次に、紋別市都市計画マスタープランの見直しについてであります。

該当計画は、おおむね20年後を見据えた令和16年までの都市に関する基本的な方針を示すため、平成27年2月に策定された計画であり、各々の具体的な事業を進めるための道しるべであります。

20年間の長期的な展望の計画であるため、適宜見直しを行うこととしており、上位計画として北海道が策定している紋別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が令和元年に改定されたことから、本計画も見直しを行うべく準備を進めているところであります。

計画見直しに当たっては、高規格幹線道路旭川紋別自動車道の整備状況、市役所新庁舎の建て替えなど、情勢の変化に即して適切に対応してまいります。

次に、新庁舎等の建設工事に伴う地元業者の参画についてであります。

建設事業の発注については、工期や工事の施工規模にもよりますが、建設工事等競争入札参加資格登録業者を対象に、原則、市内に本店、支店等を置く業者を優先としております。

令和3年度以降、新庁舎や消防庁舎の建設工事が本格化いたしますが、これらの事

業は、本市における産業振興や経済活性化のみならず、議員がご指摘のとおり、アフターコロナにおける経済再生の起爆剤になるものと期待しております。

そのため、いずれの工事におきましても、設計業務の段階から資材調達、建設業務及び備品購入等に至るまで、地元業者の育成や地域経済の活性化という観点から、地元業者を優先するほか、地元業者が施工可能な工法での設計に配慮するなど、適正な競争原理の下、公平性を確保した上で地元業者の受注機会の確保を前提とした事業発注としてまいります。

次に、ふるさと納税寄附金を活用した持続的、永続的な政策展開と、基金の安全かつ有利な長期的運用についてであります。

1点目の歳出削減に心がけた持続的、永続的な政策展開についてであります。令和元年度に引き続き、令和2年度においても予想を上回る寄附額となりました。ふるさと納税であります。寄附者の意向に沿った形で活用といった部分で貴重な収入であるとともに、安定的かつ永続的ではないという脆弱性を併せ持った財源であります。

令和3年度以降の活用策につきましては、こうした性質を踏まえた上で、寄附額の推移に応じた活用と公共施設等整備基金などへ積立てを継続していくほか、子育て応援基金を創設するなど、多様で持続的な事業展開に結びつけてまいりたいと考えております。

2点目のふるさと納税の寄附金を含め、市が保有する基金等の運用についてであります。元金が保証される確実な管理を前提に、ペイオフ後においては、原則、金融機関から借入れを行っている範囲で定期預金運用を行っております。しかしながら、マイナス金利政策下において、利息による運用益が見込めないことから、平成30年度には、債券による運用として、20年満期の国債と地方金融機構債を保有し、利息収入の確保に努めているところであります。

今後、寄附額の推移を見据えた中、国債等の定期購入などを念頭に、時代に即した収益確保策を検討してまいります。

3点目の北海道市町村備荒資金組合の納付金の積み増しについてであります。市が保有する基金を財源に備荒資金組合へ積み増しを行うに当たっては、基金を取り崩して備荒資金組合へ納付金として支払うこととなり、基金条例に定める処分には合致しないため、資金運用といった側面から一般財源に余裕が生じる場合においては可能な限り納付額の積み増しを検討してまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（飯田弘明君） 橋有三君。

○4番（橋 有三君） まず、1点目の質問についてであります。

紋別市新型インフルエンザ等対策行動計画でありますけれども、実は、私は、当時、この策定の委員に入っておりました。その折に、初めて、濃厚接触といった言葉を聞くと同時に、こんな状況が本当に起こり得るのかなと思ったことが記憶にあります。

計画は非常に詳細にできているものでありますけれども、まず、現段階は、この計画の中の小康期にあるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（飯田弘明君） 大平健康推進課長。

○健康推進課長（大平朱美君） お答えいたします。

新型インフルエンザ等対策行動計画の流れからしますと、計画上では緊急事態宣言が解除されたときを小康期と言うとなっております。一昨日、北海道も含め、緊急事態宣言が解除されましたので、計画にのっとりすると小康期と捉えてよろしいかと思えます。

○議長（飯田弘明君） 橋有三君。

○4番（橋 有三君） 小康期という認識だということです。

小康期の目標は、今さら申すまでもないわけではありますが、市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第2波に備えるということによろしいですか。

○議長（飯田弘明君） 大平健康推進課長。

○健康推進課長（大平朱美君） はい、そのように認識しております。

○議長（飯田弘明君） 橋有三君。

○4番（橋 有三君） 今度は、対策の考え方についてです。

対策の考え方の2番目に「第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する」とあります。

昨日の阿部議員への答弁にも重なるところがありますけれども、紋別市として、第1波の発生というのはどのように公表されたのですか。

○議長（飯田弘明君） 大平健康推進課長。

○健康推進課長（大平朱美君） お答えいたします。

紋別市における第1波について、発症者が出たときが第1波になるのかどうか、私も疑問に思っておりますが、インフルエンザ等対策行動計画に基づきますと、発症者が出たときになるかと思っております。

○議長（飯田弘明君） 橋有三君。

○4番（橋 有三君） 第1波の収束については紋別市としてどのように公表されるのですか。

○議長（飯田弘明君） 大平健康推進課長。

○健康推進課長（大平朱美君） お答えいたします。

収束について、患者が発生しましたということは公表されましたが、いつ終了しましたという報告は北海道からはありませんので、収束の時期について市民の方にお伝えする機会はなかったと考えております。

ただ、発生患者の動向と医療機関等の情報から、患者は、現在のところ、もう退院されたということにして、収束したと考えられるかと思えます。

○議長（飯田弘明君） 橋有三君。

○4番（橋 有三君） 計画の中にも、基本的人権の尊重ということが明確にうたわれておりますから、誰が何人というような細かいことは言いませんけれども、結局、行動計画がありながら、今、第1波の収束ということが宣言できていない状況に対し、市民の戸惑いがあるのではないのでしょうか。

やはり、紋別で感染された方が発生いたしました、気をつけてください、こういう対策を打ちます、こういう協力をお願いします、その緊張を延々と続けるというようなことは人間としてはなかなか厳しいものがあります。

今、紋別市では落ち着きました、こういう時期だからこそ、次に備えてこうしましょう、第1波のときはこうであるべきではなかったのか、もう少しこういうこともあったのではないか、これはよかったのではないか、そういった検証、評価が見えてこないのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（飯田弘明君） 大平健康推進課長。

○健康推進課長（大平朱美君） お答えいたします。

発生動向の調査等については都道府県が行うことになっておりますので、今回に関しましても、私どもから保健所に現状はどうなっているかの確認ができておりませんでした。

そのため、今後につきましては、動向の調査等に関し、分かる範囲で北海道から教えていただけるよう、こちらから確認していきたいと思っております。

このように、連携を密にしてというところでは反省する点もありますので、北海道からの情報提供を求めてまいりたいと思います。

○議長（飯田弘明君） 橋有三君。

○4番（橋 有三君） 私は、あくまでも、こういった行動計画というものが都道府県または市町村にある以上、これにのっとって粛々と行っていくべきだと思います。

その中で、様々な課題や問題が出てきたら、そのときそのときに、国と都道府県、あるいは、都道府県と市町村の中で協議すべきだと思うのですが、この行動計画が具体的に機能したのか、なかなか見えづらい状況がありました。

今、少なくとも紋別においてはどのような状況であるかを市民に伝え、市民の緊張というものをほぐして次に備えていくということが必要だと思うのですが、行動計画に基づき、今も続いているのか、今はもう小康状態で、次に備える時期なのか、生活や経済の面でもはっきりと鮮明にするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田弘明君） 富樫保健福祉部長。

○保健福祉部長（富樫豪志君） お答えいたします。

橋議員からご質問の中でもご指摘のあったとおり、実際に発生してみますと、我々、市としての対応も非常に難しいものがあったと認識しております。

なお、今が第1波から第2波にかけての小康期なのかという評価につきましても大

変難しい判断を伴いまして、専門的な見解に基づいた判断が必要になってくるのかなとも考えられるところであります。

そのため、議員がご指摘の、今はどういう状態にあって、今後はどういう方向に向かっていくのかを明確に発信していくことは市町村としてはなかなか難しいところがあるのかなと思っています。

また、議員からご指摘のありました、計画がある以上、それを踏まえ、それに基づいて対応していくべきということについてですが、計画には、国、道、市町村が緊密に連携を図りながら対応していくと明確に記載がされております。

ですから、現行法令の中のできる範囲での情報共有、情報連携に関し、きちんと対応していかなければならないとは思いますが、基本的人権が侵害されることのないような対応とするため、個人情報保護、あるいは、発症状況の有無、件数の内容等について市町村ではきちんとした情報提供を受けられないということもあり、難しい部分もあります。

ただ、阿部議員への答弁にもありましたとおり、今後、市民の皆さんの不安、あるいは、不信が生まれたということも踏まえると、市民の皆さんへの情報の発信の在り方に問題がないのかについて、改善、あるいは、検討すべきところもあるのかなと思っていますので、それらも含めて、我々から道に意見を申し上げさせていただくとともに、必要な見直しに向けて対応したいと思います。

また、計画にのっとった上での市民の皆さんへの周知についても改善の余地等があると思っていますので、それについても今後対応してまいりたいと思います。

○議長（飯田弘明君） 橋有三君。

○4番（橋 有三君） 直ちに、そういう検証と評価に着手し、第2波に備えていただけますか。

○議長（飯田弘明君） 大平健康推進課長。

○健康推進課長（大平朱美君） はい、そのように対応してまいりたいと思います。

○議長（飯田弘明君） 橋有三君。

○4番（橋 有三君） それでは、次に参ります。

高規格幹線道路旭川紋別自動車道についてです。

本当に悲願でありました。遠軽から曲がってこないのではないか、北見のほうに行ってしまうのではないかという心配の中、計画段階評価に入って2年も経ずしてこのような状況を迎えたことについては住民の一人として本当にうれしいことです。ありがたいことだと思っています。

高規格幹線道路というのは、言うまでもなく、四全総の中での昭和62年の全国1万4,000キロメートルの計画の一つですけれども、前もお話ししましたとおり、遠軽まで来るのに、比布から、31年をかけ、1年に3キロメートルちょっとしか進んでこなかったのです。

今の計画段階評価や着手の方向でいけば、約11キロメートルのものが13.8キロメートルになりましたけれども、このままいったら10年はかかるような仕事です。

先ほど答弁でありましたけれども、自治体の用地買収が非常に大事な鍵になってくると思います。ただ、それだけでも、紋別まで来るのに、仄聞する中では25年がかかるとも聞いております。なかなか待てない話です。

そのほか、今もあちこちにありますが、何でこんなところにあるのだろうと思うような一部開通区間です。あれが事業化の知恵ですよ。黙って遠軽方面から来るのを待つだけではなく、例えば、紋別方面から一部でも着工するなど、そういった要望はできないものでしょうか。

○議長（飯田弘明君） 岩井土木課長。

○土木課長（岩井智広君） お答えいたします。

部分的な供用開始というようなお話かと思えます。

今、紋別防雪事業を国に行っていていただいておりますが、一部、沼の上の区間の600メートルほどが先行して供用開始されているというような事例も確かにございます。

それについては、既にルートが決まっている、あるいは、用地の問題が解決されているため、事業進捗を早く市民の方々に見ていただく、あるいは、そういったものを促進するという意味合いで600メートルが先行して事業化されているということです。

しかし、今回につきましては遠軽から上湧別までの約14キロメートルが別線ルートとして示されたというような段階であり、そこ以降のルートが今の段階で具体的に示されていないという状況の中では、さすがに紋別側からということにはならないかと思っております。もちろん、声出しはできるのかもしれないですけども、事業着手としては難しいのかなと思っております。

しかし、議員がおっしゃるとおり、年数をいかに短くするかということは我々も十分念頭に置きながら、従前の要望活動に加え、緊急要望、あるいは、オホーツクみちと未来を考える会などの関係団体の活動などに我々も積極的に関与し、地域の声を少しでも大きな声にして届ける活動を積極的に展開し、なるべく早い供用開始に向けて取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（飯田弘明君） 橘有三君。

○4番（橘 有三君） 一刻も早い紋別までの供用開始を心から願っているのです。

2040年問題は、国家にとっても地方にとっても深刻なものでありますけれども、そういった中において、本当に、紋別の地が夢のある、希望のある、日本に紋別があったよかった、北海道に紋別があったよかった、紋別に生まれてよかった、紋別に育てよかった、紋別で生活していることを、老後を迎えられることを誇りに思えるようにするためには、この道の日も早い完成を急がねばならないのです。

これは、国土の均衡ある発展のためでもあります。最近、この言葉がだんだんと薄れてまいりましたけれども、道路しかないと思っております。既にインフラの整備

がされたところについてはいいですけども、昭和62年以来、もう30年以上がたっているのにまだ整備がされていないのです。北海道は事業化率が低いとなっているのです。特に、前にもお話ししましたように、オホーツク海には一本も来ておりません。

しかし、そのオホーツク海というのは、生産額、出荷額で4,000億円を超えるすばらしい地域なのですから、お国のためには、事業費に100億円がかかっても、300億円がかかっても、1,000億円がかかっても安いものだと思います。

そういう観点を含め、先ほど言った防災の観点から、ぜひ要望活動に織り込んでいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田弘明君） 岩井土木課長。

○土木課長（岩井智広君） もちろん、おっしゃられるとおり、防災の面についても要望の中で種々の声を上げてございます。

それに加えて、道路はつながってこそ初めて効果を発揮するものでございます。あるいは、観光の面からも、道路が接続されないことにはその効果が発揮されないといったこともございます。

ですから、防災の面はもちろん、観光面や医療面などを多角的に捉え、要望活動に努めてまいりたいと思っております。

○議長（飯田弘明君） 次に、宮川市長。

○市長（宮川良一君） 橘議員がおっしゃることと全く同じ考え、同じ思いで要望活動をさせていただいております。

私が期成会の会長ですが、かなりの時間を使って東京での要望活動を行っておりますけれども、これまでも、地元選出の国会議員の方、あるいは、先ほど答弁させていただきましたが、関係を持っていた多くの国会議員の方のお力を借りながら、これが一日も早く進むよう、地域の自治体の首長の皆さんとともにしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田弘明君） 橘有三君。

○4番（橘 有三君） 市長から力強い言葉をいただきましたけれども、今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

最後に、1点です。

紋別のインターチェンジについてです。

今回の小委員会では、洪水浸水想定区域、あるいは、地吹雪など、そういった防災面が強調されてきました。藻別の川を越えて、凶面もだんだんと見えてきました。丸が二つ越えて、紋別市内までに入ってくるとなったら、紋別にはインターチェンジが二つ要と思います。

空港方面、藻別川を越えた辺り、そこからどうなるかは分かりませんが、大山の前面を通過して、渚滑3線辺りを通過して、滝上の方面の国道273号、国道238号、国道239号を見据えたインターチェンジです。

このように、インターチェンジ二つというようなことを今から考えていかなければならぬのではないかなと思いますけれども、いかが思われますか。

○議長（飯田弘明君） 岩井土木課長。

○土木課長（岩井智広君） お答えします。

確かに、今の国からの図面を見る限りでは、従前の旭紋道の紋別の終点位置が概略の図面の中では延びているのかなという印象は私も受けました。

おっしゃられるとおり、旭紋道が今の国道238号、国道273号の交点にぶつかっているのであれば、北側と南側のインターチェンジの可能性といいますか、効用は非常に大きいのかなというふうに思います。

また、インターチェンジの考え方として、地域実情に応じたものもございまして、中心市街地、まちなかに誘導するのに最短な箇所という考え方もあるのかなと思います。

ただ、我々だけでインターチェンジの位置を考えるのではなく、関係団体と協議するという必要も必要です。ただ、いざ示されてから協議するのではなく、事前に協議を進めていく中でどの位置が本市にとって一番有効なのかといった点を十分に見据えながら進めてまいりたいと思います。

○議長（飯田弘明君） 以上で橘有三君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（飯田弘明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番野村淳一君、登壇を願います。

○6番（野村淳一君）（登壇） 私は、さきに通告いたしておりました順に従い、質問させていただきます。

最初に、コロナから命と暮らしを守るケアに手厚いまちづくりについてです。

新型コロナウイルス感染症は、宮川市長が市政執行方針で述べたように、終わりの見えない緊張と我慢の中、私たちの生活を急激に一変させました。それと同時に、改めて、国民の命と暮らしを守るための手厚いケアが必要なことも実感させられました。そして、その体制があまりにも脆弱であることも。

現在、紋別市内においては、何とか新型コロナウイルスの感染は落ち着きつつあるようですが、コロナとの闘い、コロナとの共存はこれからも続くでしょう。そのためにも安心と安全なケアの体制を強化することが緊急に求められています。

市民の命と暮らしを守るケアに手厚いまちづくりに向け、以下質問いたします。

一つは、地域医療体制の強化についてです。

この非常事態の中、医療現場の最前線で奮闘されてきた医療従事者の皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思います。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大で実感したのは、やはり、地方の公立・公的病院の重要性ではないでしょうか。

これらの病院は、感染症の対応も通常の医療も緊張が続く中で市民の命を守ってきたとりでであり、まさになくてはならない地域の財産です。それを、国は、地域医療構想の名で削減、縮小、統合しようとしており、西紋地域からも興部、雄武、滝上の各国保病院がその対象になっています。

地域医療構想の動きは、今、コロナの関係で止まっているようですが、その狙いは消えてはいません。しかし、新型コロナウイルスの出現で状況は一変しています。

今後も地域医療構想の協議が進められると思いますが、市長においては、少なくとも、西紋地域から一つも公立病院をなくしてはならないとの立場を明確にし、強く主張していただきたいと考えますが、いかがでしょうか、見解をお聞きします。

また、紋別市内においても地域医療体制の機能強化が急がれています。市内開業医の縮小や減少など、状況は逼迫しています。広域紋別病院の眼科の増設は朗報ですが、その2次医療を支えるためにも市内開業医の機能強化と拡充も大切になっています。

市長は、市政執行方針で、民間医療機関によるかかりつけ医の制度や在宅医療の充実を図るため、既存の医療機関が行う診療機能の拡充や開業医の誘致を促進するための新たな支援制度の創設を検討すると述べています。

開業医の誘致に対する助成制度については、私も何度か議会で取り上げ、その実現を求めてきた経緯があります。今回の新たな方針は、その実現に向け、大きくかじを切ったと考えるものです。

新たな支援制度とはどのようなものか、その目的と内容についてお聞かせください。

二つ目に、保健所体制の拡充について質問します。

新型コロナウイルスの対応で最前線に立った機関の一つに保健所があります。

連日の奔走と奮闘に敬意を表しつつも、この非常事態における体制の弱さも指摘されているところです。

かつて、保健所は、遠軽や美幌にも存在し、機能していました。それが国の行革の流れの中で次々に統合、縮小され、人員も削減されてきました。現在のコロナ禍にあつて、改めて保健所機能の拡充の必要性が浮き彫りになりました。

今こそ、全道・全国的に保健所機能の拡充を強く道や国に求める必要があると考えますが、いかがお考えか、お聞かせください。

同時に、紋別保健所の機能の拡充についても道に対して強く要請すべきと考えます。市長の見解をお伺いします。

三つ目には、介護・障害福祉の人材確保とPCR検査についてです。

介護・障害福祉などの現場もまた新型コロナウイルスの対応でまさに緊張の毎日が

続いており、その奮闘に重ねて敬意を表したいと思います。しかし、その一方で、福祉従事者の人手不足は慢性化しており、ぎりぎりの状態での運営が続いているのが現状です。これに対し、市も、外国人留学生を対象にした奨学金の給付など、対策は取っていますが、決して十分とは言えません。

紋別市は、第8期介護保険事業計画策定に向け、介護事業所に対してアンケートを実施しています。その中に、介護人材の確保、育成、定着のために紋別市に求める支援策はありますかという設問があり、そこでは、将来の介護サービスを支える若年世代への啓発、PRが53%と最も多く、キャリアアップ研修等への支援などを求める声も多くありました。

また、高校を卒業し、福祉を希望し、採用になった人へ、お祝いとして、ヘルパーの資格取得や介護福祉士の実務研修への助成の実施、介護施設職員の事業所内保育や預かりへの支援、人件費に対する援助などを求める意見も記されています。

これらは、どれも現場から聞こえてくる切実で重要な提起ばかりです。紋別市としても、これらの声をしっかりと受け止め、これらの声にしっかりと応える具体的な施策を検討すべきと考えるものです。市長の認識と見解をお聞かせください。

また、引き続き、これら従事者に対するPCR検査の定期的な実施を求めるものですが、いかがお考えか、お尋ねします。

次に、誰も置き去りにしない、優しいまちづくりについてです。

私は、これまで、介護や障害など、福祉の分野にこだわりながら議会活動を続けてきました。それは、いわゆる社会的に立場の弱い人たちが安心して暮らせるまちこそ、全ての人にとっても居心地のよいまちだと考えてきたからです。今のコロナ禍にあって、ともすれば取り残されがちな弱者に寄り添うことの大切さが、一層重視されていると考えます。誰一人置き去りにしない、少数者を見捨てない、困っている人にとことん寄り添う、これこそ行政の真骨頂だと考えます。

以下、置き去りにしない、優しいまちづくりのために、特に、社会的弱者、社会的マイノリティーに関して質問いたします。

一つは、障害者の就労拡大と親亡き後の支援についてです。

市政執行方針で、市長は、新たに障害者就労に関わる専門的知識を有した職員を登用する方針であることを明らかにしました。私もかねてから要望していた事項であり、その成果を大いに期待したいと思います。高等養護学校はもちろん、各関係機関にとっても大変心強いことだと思います。

そこで、当面、障害者就労の拡大に対し、どのような方向性の下、どのような事業の展開を考えているのか、お聞かせください。

また、障害者施策については、親亡き後の対策が大きな課題となっています。たとえ障害者が独りになっても、その地域で安心して暮らせるために、国は、その対応策として、各市町村に地域生活支援拠点の整備を提起しています。

平成31年度の厚生労働省の調査では、既に道内でも9市町村7圏域、全体で41の市町村が、地域生活支援拠点の整備を行っており、さらに、50近い市町村が整備に向けて検討を開始しています。

しかし、紋別には、残念ながらこの計画はありません。親亡き後の課題は、障害者の就労支援とともに避けて通れないものであり、当事者と家族にとって切実な課題となっています。

本市としても、地域生活支援拠点の整備に向けた取組を早急に図るべきと考えますが、いかがお考えか、お示してください。

次に、最後のセーフティーネット、生活保護についてお聞きします。

コロナ禍において生活に困窮する人たちが急増している中、最後のセーフティーネットである生活保護制度の役割はますます重要になっています。

厚生労働省は、生活保護のホームページで、初めて生活保護の申請は国民の権利ですと明記し、2月22日、大阪地裁では、2013年から始まった生活保護費の大幅引下げに明確な根拠がないとして、保護費の引下げを違法とする画期的な判決を下しました。

さらに、政府は、2月26日、生活保護申請の際の扶養照会について、その一部を改正する通知を各自治体に発出しました。

扶養照会とは、義務ではないものの、生活保護申請者の親や配偶者だけでなく、きょうだいや孫などの親族に対して生活の援助が可能かどうかを問い合わせるもので、家族や親族に知られるのが嫌だと申請を拒む大きな壁となっているものです。

そこで、お聞きしますが、この扶養照会について、これまでどのように対応されてきたのか、そして、今回、それがどのように改定されたのか、今後の対応も併せ、お聞きいたします。

また、生活保護利用者に対するケースワーカーの訪問調査は、どのような体制で、どのような頻度で行っているのか、お知らせください。

また、生活保護利用者の生活状況の把握とその支援と指導はどのように行われているのでしょうか、お聞きします。

さらに、コロナ禍にあってはどのように対応しているのかも、併せてお聞きします。

また、紋別市のホームページでは、生活保護制度についての記述が全くと言っていいほどありません。生活保護の申請は国民の権利ですという視点に立って、分かりやすく制度について紹介すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

三つ目に、ジェンダー平等と男女共同参画について質問します。

女性差別発言により、世論の批判を招き、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の会長が辞任に追い込まれました。この事態は、ジェンダーにおける日本の構造的な問題を明らかにしたと言えます。

日本は、ジェンダーギャップ指数で、153か国中121位、政治の分野で見ると、144位という極めて低い水準です。意思決定の場に占める女性の割合の異常な低さが日本社

会のおもしろになっていると思います。しかし一方で、今回、沈黙することは容認することと、SNSなどで多くの女性たちが声を上げ、事態を動かしたことは、ジェンダー平等社会に向けた大きな契機ともなるものです。

まず、現在の日本におけるジェンダー平等と男女共同参画について、市長はどのような認識と見解をお持ちか、お聞かせください。

紋別市は、平成27年、第2次の男女共同参画プランを策定しています。この計画は10年を期間とするものですが、その目標の中で平成30年を一つの目途として定めているものが幾つかあります。

その一つに、各種審議会への女性の参画の拡大という目標が掲げられ、11%だった現状を平成30年までに20%まで拡大することになっていますが、さて、その到達はどのようなになっているのでしょうか。

また、その登用状況を公表することとなっていたと思いますが、どのようにされているのか、それぞれお聞きします。

言うまでもなく、政策や方針決定の場に女性の参画を図ることは、多様な価値観を反映させるとともに、生き生きとした組織づくりにもつながります。

市役所における女性の採用と幹部職員への登用について、どのような方向性を持って行われているのか、現状も併せ、お聞きします。

第2次男女共同参画プランは、令和6年までの計画となっています。しかし、この間もジェンダー平等と男女共同参画に関する状況と意識は大きく変化しています。

国も、昨年12月、第5次男女共同参画基本計画を策定しています。特に、コロナ禍によって、DVや性暴力の増加、女性の雇用の脆弱さと所得格差などの顕在化、男女共同参画の重要性が改めて認識されています。また、後でも触れますが、幅広く多様な性を包摂するインクルーシブな社会の実現も今日的で重要な課題となっています。

紋別市の男女共同参画プランにおいても、国や道の動き、社会情勢の変化に応じ、見直しを行うとしています。これらを勘案し、新しい時代にふさわしい男女共同参画プランの改定作業を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか、見解をお伺いします。

4番目に、LGBT、性的マイノリティーに対する取組について取り上げます。

この課題は、議会でも数度にわたり議論されてきた経緯があります。しかし、具体的な動きが見えないのが残念です。

性的マイノリティーは約8%の割合で存在するとされ、機械的に計算しても、市内に1,500人ほどの該当者がいることとなります。ですから、全ての市の施策にこれら性的マイノリティーの存在を意識し、考慮した展開が必要なのです。

まず、LGBTについての市民への啓発と市職員への研修や意識啓発、さらに、市民からの相談体制について、どのように取り組まれているのか、お尋ねします。

また、様々な公的書類の男女を識別する性別欄についてはどのような扱いになって

いるのでしょうか。削除可能なものは削除すべきと考えますが、いかがでしょうか、対応をお聞かせください。

帯広市では、性的マイノリティーに配慮した多様な性に関する職員ガイドラインを作成し、また、苫小牧市でも職員向けのサポートガイドを作成し、職員への啓発とともに具体的な対応方針を示しています。

紋別市でも検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

さらに、パートナーシップ制度について、北見市でも導入を決めました。これは、性的マイノリティーのカップルを婚姻に相当する関係と公的に認めるもので、生きづらさを解消する第一歩として価値のある制度です。

パートナーシップ制度に対する紋別市の検討状況と対応についてお尋ねします。

教育現場における性的マイノリティー、特に、性同一性障害への対応についてお聞きします。

ここでも、多様な性を持つ児童生徒がいること、それに対し、不安と困難を抱き、悩みを内在させている児童生徒がいることを前提に対応することが必要です。

文科省による平成27年の教員向け資料、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について、平成29年の道教委による資料、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応についてなどが策定されており、教育現場における配慮とともに、差別やいじめが起きないように対応することが求められています。

トランスジェンダーを含むLGBTについて、教員への意識啓発や研修はどのように行われているのでしょうか。また、児童生徒に対し、多様な性の在り方や人権についてどのように取り上げてきたのでしょうか。今後の取組の考え方も併せ、お尋ねします。

その上で、当事者を含む児童生徒などが悩みを安心して相談できる体制づくりが重要になってきます。また、当事者などへの継続的な支援や心情に配慮した対応も必要です。これらの対策についてどのようにお考えか、お尋ねします。

学校における男女混合名簿、男女別制服の在り方やジャージ登校、髪型やトイレの在り方など、教育現場で考慮すべき点が幾つかあると考えます。それらに対する認識と対応をお聞きします。

最後に、未来を担う子どもたちを大切にすまちづくりについてです。

子どもたちは、市長が言うように、紋別の未来にとっての希望の光です。だからこそ、全ての子どもたちを誰一人見捨てることなく、まち全体で生き生きと育てていくことが大切だと考えます。

子どもの貧困とは、子どもたちに対する政治の貧困です。だからこそ、政治にこの貧困問題を解決する責任があるのです。子どもたちを応援することは、子どもたちやその親のためだけではありません。まちの未来のため、まちのみんなが幸せになるためでもあるのです。子どもたちに寄り添うまち、それは、全ての市民みんなに寄り添

うまちでもあると思っています。

未来を担う子どもたちを大切にすまちづくりに向け、以下質問いたします。

一つ目に、高校生までの医療費助成について質問をします。

市長は、子どもの医療費助成について、高校生までの無料化を打ち出しました。私も幾度となくその実施を求めてきただけに、その決断を大いに評価したいと思います。

ただ、紋別市の場合、初診時一部負担金とともに、所得制限が存在しています。私は、これも撤廃すべきと考えています。

子育て支援の胎動は、何より紋別の全ての子どもたちが幸せになることこそが重要なのです。親の所得で子どもを区別することはあってはならないと思っています。子どもは、親の持ち物ではないのです。行政も地域も一緒になって全ての子どもたちを支えることです。ですから、あくまで、対象は全ての紋別の子どもたちであるべきだと思っています。

また、所得のある世帯は、それだけ税金を払っています。当然、この層の子どもたちにもきちんとサービスが行き渡らせることが大切なではありませんか。それがあってこそ、みんなで子育てを応援するまちづくりになるのだと考えています。

初診時一部負担金及び所得制限の撤廃を求めるものですが、いかがお考えか、お尋ねします。

二つ目に、学校給食費の無料化についてお聞きします。

これも、私自身、何度となく取り上げてきたテーマです。それが、ついに根室市がふるさと納税を活用して小・中学校の学校給食費を無料にすることを決めました。新聞報道によると、石垣根室市長は就任時から給食無料化を一番やりたかったと述べています。

本市でも、ふるさと納税を活用して子育て応援基金を創設するとしていますが、学校給食費の無料化を視野に、早急に実施できるよう準備を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

既に多くの市町村では実施されている学校給食の無料化や助成制度は、貧困対策、経済対策だけでなく、食育という教育の一環として無償化を図っているのです。まして、現在のコロナ禍の中、この事業も急がれていると考えるものです。市長の見解をお伺いします。

最後に、少人数学級の実施についてお聞きします。

コロナ禍の影響で、学校での密集・密接回避や不安を抱える子ども一人一人へのきめ細かい支援が求められる中、国は2025年度までに小学校全学年を35人学級にすることを決めました。実に40年ぶりの変更です。

私も、昨年、第2回定例会でこの問題を取り上げ、少人数学級の実施を求めた経緯があります。その意味で、今回の国の措置は一步前進だと思います。

北海道は、既に小学校1・2年、中学校1年を35人学級にしています。

今回の国の措置を受け、道として独自に少人数学級の拡充を図るべきと考えますが、今後の動向についてお聞きします。

また、紋別市としても少人数学級のさらなる拡充を市独自にでも進めるべきと考えますが、いかがお考えか、お尋ねします。

以上で私の質問は終わりますが、再質問は留保いたします。（降壇）

○議長（飯田弘明君） 答弁を求めます。

宮川市長。

○市長（宮川良一君）（登壇） それでは、野村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、コロナから命と暮らしを守るケアに手厚いまちづくりをについてであります。

1点目の地域医療体制の強化についてであります。地域医療構想につきましては、公立・公的医療機関の再編統合に向けた具体的対応方針の再検証等も含め、厚生労働省において改めて整理されることとなっております。

本市といたしましても国や北海道の検討状況を注視しているところでありますが、本構想に対するスタンスはこれまでと変わりなく、地域の実情に十分配慮する必要があると考えております。

また、地域医療構想における2025年の必要病床数は、在宅医療等の確保が前提の上で算出されておりますが、当地域においては、在宅医療等の整備が進まない中で、医療従事者の不足等により病床の縮小が進行している状況にあります。

このような状況の中、地域において住民が安心して医療を受けられるような医療体制の構築が必要であり、地域内の医療機関が連携協力して病床の機能分化や在宅医療等の充実に取り組むことが重要と考えているところであります。

報道等にもありましたが、滝上町の国保病院が本年4月から病床を縮小し、クリニック化する予定としておりとお聞きしております。

地域医療構想に対しましては、各自治体及び公的医療機関において、それぞれの見解や対応の相違があると思っておりますが、本市といたしましては、地域の医療提供体制の安定維持のため、西紋各市町村の医療機関の存続と連携が不可欠なものであると考えております。

民間医療機関に対する新たな支援制度の目的と内容につきましては、さきの阿部議員のご質問にお答えしたことでご理解を願います。

2点目の保健所体制の拡充についてであります。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、保健所は、地域における健康危機管理の中心的役割を担い、感染症疑いの方を含め、検査及び調査、入院調整、体調管理等の幅広い業務を行いますが、保健師等の人員不足により感染症患者等への支援が滞ったとの報道も散見されたところでもあります。

紋別保健所におきましては、遠紋圏域の広い地域の一つの保健所が担当してござい

すことから、感染者が発生した際に迅速な対応が困難となり、感染を拡大させてしまうのではないかと懸念しております。

そのような事態を未然に防ぐため、国においては、地方財政計画の中で保健所の恒常的な人員体制強化に向けて新たな財政措置を講ずることとしております。

本市といたしましては、現在兼務となっております紋別保健所長については専任常駐の所長の配置を、また、保健師については職員数の増員を地元選出の北海道議会議員とともに要請してまいります。

3点目の介護・障害福祉の人材確保とPCR検査についてであります。介護人材の確保に向けた取組と若年世代への啓発、PRにつきましては、市内の小・中学生、ボラセンJr.等に対し、認知症サポーター養成講座を開催しており、キャリアアップ研修については介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得に助成金の支給を実施しております。

また、介護人材確保対策として令和2年度より外国人介護人材育成事業を開始し、当初、グループホームを想定しておりましたが、他の施設関係者からの問合せも増えておりますことから、今後も事業所の実情、意向を踏まえながら新たな人材確保の対策について検討してまいりたいと考えております。

介護・障害福祉従業者に対するPCR検査については、定期的な実施は想定しておりませんが、今年に入ってからの市内感染者発生を受け、介護・障害福祉の従業者合わせて約1,000名に対して検査費用の支援を実施しております。

今後も、市内の発生状況を注視し、感染拡大防止に向け、迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、誰も置き去りにしない、優しいまちづくりについてであります。

1点目の障害者の就労拡大と親亡き後の支援についてであります。障害者の就労拡大につきましては、さきに阿部議員のご質問にお答えしたことでご理解願います。

親亡き後の対策としての地域生活支援拠点の整備につきましては、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして、現在、近隣町村と協議を進めており、本市が西紋地域の拠点としての役割を担うことを期待されておりますが、市内の社会資源や福祉人材にも限りがある中でどのような形で拠点を整備していくべきか、課題も多いと考えておりますことから、引き続き近隣町村と協議を進めてまいります。

2点目の最後のセーフティーネット、生活保護についてであります。生活保護利用における扶養照会につきましては、これまで、扶養義務履行が期待できない者の判断基準として、20年間、音信不通である等の想定とされておりましたが、今般の改正において、扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐる対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等の想定が追加されたところであり、ます。

特に、扶養義務者と、10年程度、音信不通であるなど、交流が断絶していると判断される場合は著しい関係不良とみなしてよいと判断基準が明確化され、本市においても、国の通知に従い、適切に対応しております。

生活保護利用者に対する訪問調査につきましては、各地区担当ケースワーカーが世帯状況に応じて月1回から年1回の範囲において定期的に訪問調査を行っており、要保護者の健康状態や生活習慣等を把握し、援助方針を定め、自立を助長するための助言を行っております。

コロナ禍における対応といたしましては、国の通知により保護申請時や緊急時は訪問調査を実施しておりますが、定期的な調査については市役所来庁時の面接や電話連絡等により生活状況等の把握に努めております。

市ホームページの生活保護制度の掲載につきましては、今後、対応してまいります。

3点目のジェンダー平等と男女共同参画についてであります。日本におけるジェンダー平等と男女共同参画についての私の認識と見解につきましては、日本においては、古くからの慣習があり、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づいた社会慣行が依然として残っております。男女は本来平等であり、性別による偏見や差別は個人の尊厳を侵す人権問題であり、男性も女性も、全ての人が個性と能力を十分に発揮でき、生き生きと輝き、幸せに暮らすことができる社会こそが男女共同参画の目指すべき社会と考えており、現在の日本はまだその途上にありますが、確実に実現されていくものと認識しております。

各種審議会への女性の参画率の目標達成状況と登用状況の公表につきましては、第5次紋別市総合計画における男女共同参画の成果指標として、委員会等への女性の参画率を平成30年度には20%を目標として設定しておりましたが、12.5%という結果となりました。

登用状況の公表については、毎年、内閣府男女共同参画局からの調査により、各審議会等における女性委員の人数を報告しており、その集計結果については内閣府のホームページにおいて公表されております。

市役所における女性の採用、幹部職員への登用に関しての方向性と現状についてであります。女性職員の採用につきましては、昨年実施いたしました職員採用試験では、8名の合格者のうち、半数の4名が女性となり、男女の分け隔てなく、人物重視の採用を行っております。

幹部職員への登用につきましては、部・課長職における女性職員の割合は高くありませんが、係長職では2割が女性職員であり、これは全職員の男女の割合7対3から見ても決して低い割合ではないと考えております。

第2次紋別市男女共同参画プランの改定につきましては、国は昨年12月に第5次男女共同参画基本計画を策定しております。本市においても、現在進行している第2次紋別市男女共同参画プランについては、令和6年までの期間であります。国や北海

道の動き、社会情勢の変化に応じ、プランの見直しを行うこととしているため、令和3年度に第2次紋別市男女共同参画プランの一部改定について検討してまいります。

4点目のLGBT、性的マイノリティーに対する取組についてであります。LGBTについての市民への啓発と市職員への研修や意識啓発、市民からの相談体制の取組につきましては、市民への啓発については、全国的な男女共同参画週間であります6月下旬の1週間、オホーツク流氷公園のあおぞら交流館において、パネル展を実施したとともに、市ホームページや広報もんべつにおいてLGBTについて正確な内容を知ってもらうことを主眼としたリーフレットを掲載し、啓発に努めております。

また、市職員への研修や意識啓発については、一昨年に男女共同参画推進の担当職員が「性的マイノリティーの人権課題と最近の動向について」と題したフォーラムに参加し、LGBTの方々の講話や実際に置かれている現状を肌で感じてきたところであり、その内容を職場内に復命することで、担当部署の職員全員に対しての情報共有と意識啓発を図ることができました。

また、市民からの相談体制の取組につきましては現段階では実施をしておりませんが、相談を受ける場合、担当職員は、LGBTに対する十分な知識と理解を持ち合わせるとともに、相談のしやすい環境を整えることが大変重要であることから、相談体制の取組については今後の研究課題といたします。

様々な公的書類の性別欄の扱いにつきましては、現段階ではLGBTに配慮した扱いにはなっておりませんが、今後は公的書類における性別欄の必要性を庁内関係部署と協議をしながら精査してまいります。

職員向けサポートガイド作成の検討につきましては、LGBTや性的マイノリティーについては、職員全員が性の多様性についての正しい認識を持つことが肝要であると考えます。

サポートガイドは、市民への対応や職場での対応と項目が多岐にわたりますので、庁内関係部署での情報共有を行い、製作については今後の研究課題とさせていただきます。

パートナーシップ制度の検討状況と対応につきましては、平成29年6月には札幌市がパートナーシップ宣誓制度を創設し、近隣自治体では、昨年、北見市が制度の導入方針を表明いたしました。

本市におきましては、制度に対する検討はしておりませんが、先行自治体に聞き取り調査をしながら研究してまいります。

次に、未来を担う子どもを大切にすまちづくりをについてであります。

1点目の高校生までの医療費助成についてであります。医療保険制度につきましては、医療を受けた人と受けない人との公平性や適正な受診を確保する観点から、医療を受けた人に対して一部負担金を求めているところであります。

本市においても、医療サービスを受けられた方については一定程度の受益者負担を

いただくのが原則と考えておりますことから、北海道の子ども医療に係る給付事業の補助基準に準拠し、初診時一部負担金について、窓口でのご負担をお願いしているところであります。

また、子ども医療費助成については、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることを目的としておりますことから、児童手当に準拠した所得制限を設けております。

このたび、ふるさと納税を財源とした新たな子育て応援基金を創設し、既存事業の拡充や新規事業の立ち上げなど、積極的に活用し、力強い子育て支援施策を展開してまいりたいと考えておりますことから、議員がご指摘の部分につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきますが、教育問題につきましては教育長より答弁いたします。（降壇）

○議長（飯田弘明君） 教育問題について答弁を求めます。

堀籠教育長。

○教育長（堀籠康行君）（登壇） それでは、野村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、LGBT、性的マイノリティに対する取組についてであります。

教員に対する意識啓発や研修につきましては、各学校へ文部科学省及び道教委作成の教員向け資料を配付し、校内研修を行っております。

児童生徒に対してはLGBTに対する正しい理解を深めていくことが重要であると考えておりますが、LGBTに特化して取り扱うことは慎重にすべきと考えており、人権教育の中で対応しております。

今後の取組については、誰もが自分らしく生きられる社会づくりを進めるため、教職員や児童生徒への適切な理解と研修機会の充実を図ってまいります。

当事者への支援と配慮につきましては、日頃から相談しやすい環境を整えることが必要と考えており、教育相談、スクールカウンセラー、いじめ相談電話等の充実を努めております。

教育現場の考慮すべき点の認識と対応につきましては、ストレスを感じさせない環境や配慮が必要であると認識しております。

これまでも、各学校において、男女混合名簿を実施しておりますが、教育活動全体を通じた個人の尊厳と男女平等に関する教育の充実、環境整備が図られるよう努めてまいります。

次に、学校給食費の無料化についてであります。

学校給食費は、学校給食法に基づき、給食の実施に必要な施設設備及び運営経費は設置者の負担であり、食材料費などの経費については児童生徒の保護者の負担とされており、本市ではそのとおり取り扱っているところであります。

次に、少人数学級の実施につきましては、国においては、令和7年3月31日までの間に、小学校第6学年まで段階的に35人に引き下げることとされております。さらに、

道教委では、令和3年度に国を先取りした形で小学校第3学年と第4学年及び中学校の第1学年の35人学級編制が実施され、順次拡大されると聞いております。

本市では、小学校の各学年とも1学級35人以下の学級となっており、制度改正による影響はなく、市教委として少人数学級のさらなる拡充は考えておりません。

例年、それとは別に、国及び道教委において、政策的加配教員の配置が行われており、本市の学校運営に対しては、それら加配教員の配置が非常に効果が高いところから、継続の要望を行ってまいります。

以上、答弁といたします。（降壇）

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） それでは、何点か再質問させていただきます。

最初に、地域医療の問題についてです。

コロナの状況から審議が進んでいないと聞きましたが、改めてお聞きします。

例えば、遠紋2次医療圏では360余りのベッドを削減するという計画で進んでいます。

これが地域医療構想ですが、この内容について、何か、見直しや変化はあるのでしょうか、その動きはどうかですか。

○議長（飯田弘明君） 住出保健福祉部参事。

○保健福祉部参事（住出晋一君） お答えいたします。

地域医療構想の公立病院等の病床の再編等につながるのかなと思うのですが、こちらにつきましては、今答弁しましたように、コロナの影響によりまして、国で取組の進め方について改めて整理が行われており、昨年末からにかけ、ワーキンググループや検討会において議論が進められている状況とお聞きしております。

ただ、見直し後の取組の進め方について、国や道から正式な通知は市町村にはまだ届いておりませんが、その議論の資料を拝見いたしますと、基本的な必要病床数等の考え方は変更しないまま、コロナに配慮した進め方を検討するということのようなようです。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） そうなのです。結果として病床数は変えないのですよ。でも、それ自体が問題だと私はずっと主張しているわけです。

コロナの問題で、地域医療は本当に逼迫している状況で、これは、紋別も含め、ほかの地域もそうだったと思います。そこで、改めて、地域医療構想を白紙に戻し、一から考える、そして、本当にコロナあるいは感染症対策を抜本的に強化する地域医療の在り方を検討することが今やるべき国の政策だと思います。こういうことを、ぜひ、市長に提案してほしいのですよ。

そういうような取組をしていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（飯田弘明君） 住出保健福祉部参事。

○保健福祉部参事（住出晋一君） 地域医療構想の考え方については、国では、あくまでも、再編統合ありきではない、議論を活性化するためのものであるという前提条

件が示されておりますので、ある程度、再編等につきましては公立病院などの判断に委ねられる部分が多いと思います。

それに、答弁しましたとおり、それぞれ各自治体等の考え方もあると思います。また、地域医療は、今、縮小が懸念されている状況でありますので、十分、地域の実情に配慮するという立場は、引き続き、国や道への要望の場で訴え続けていきたいとは思いますが、それよりも、今、どのように各自治体や各公立病院と連携協力を進めていくかを重要視しなければいけないと考えておりますので、そちらの取組も併せて行っていきたいと思っております。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） これから地域医療を支えていくためには連携が必要になってきますので、強化していただきたいと思ひますし、改めて、そういう場があったら主張していただきたいというふうに思ひます。

開業医の誘致制度です。

私は、これを2回ほど取り上げてきました。そして、先進地の士別市、稚内市を訪問し、視察もさせていただきました。その後ですが、名寄市、網走市ではこれを実施し、それぞれに成果を上げているとお聞きしています。

昨日の答弁でもありましたが、これから研究するということでした。でも、私は、非常に緊急性がある課題ではないのかなと思ひておりますので、早急な具体化を図っていただきたいのです。

そこで、スケジュール的な問題も含めて、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（飯田弘明君） 住出保健福祉部参事。

○保健福祉部参事（住出晋一君） お答えいたします。

答弁もいたしました。先ほど議員がおっしゃったとおり、現在、稚内市で先行して実施しておりますほか、士別市、また、近隣では網走市も誘致制度を実施しておりますので、そちらの制度や仕組みを参考に、今、制度の組立てを行っている状況であります。

明確に何月に施行ということはまだ定めておりませんが、令和3年度内のなるべく早い段階での運用開始に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） 介護や障害福祉の人材確保については、重要な課題とし、これからいろいろと取組を進めていくということでした。

ぜひ、現場の皆さんと一緒に、人材確保のための計画づくりを市が中心になってやらないと、事業所任せではもう限界があるという気がしているのです。

そのような取組をもう少し進めていくことの方角性は何かありませんか。

○議長（飯田弘明君） 飯田介護保険課長。

○介護保険課長（飯田欣也君） お答えいたします。

人材の確保についてです。

質問の中でもいろいろと提案をいただきましたものの、どこの自治体もそうなのでしょうけれども、決め手がない状況です。

答弁もしましたけれども、介護事業の魅力を伝えていくということも当然必要でありますし、人手不足というのはこの業界だけではありません。また、言い方はあれかもしれませんが、人気のある業種がほかにもありますものですから、人材確保はなかなか難しいと思います。

それでも、自治体の中で介護事業の必要性や魅力を伝えるような体制を今後も推進していきたいと思います。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） もともと、高齢者や障害者の人生に寄り添う非常にやりがいのある仕事なのですよね。そういう魅力ややりがいをぜひ伝えていっていただきたいし、それにふさわしい処遇の改善についてもぜひ念頭に入れて進めていっていただきたいと思います。

誰も置き去りにしない、優しいまちづくりというものを今回はテーマにさせていただきました。この誰も置き去りにしないというのは、社会的弱者だけではなくて、全ての市民のことだと思っています。それは、市民こそ主人公という立場、市民と一緒にまちづくりを進めるという立場が重要だからだと思うからです。

そういうまちづくりをこれからもぜひ進めていただきたいですし、その点で私にはいろいろと言いたいことがたくさんあるのですが、それはまた次の機会にしたいと思います。

改めて、障害者就労についてお聞きします。

新しい担当者をつけてやるということで、期待をしています。

そこで、改めてお聞きしたいのですが、実は昨日の市長の答弁の中にもあったのですが、障害者就業・生活支援センターの力も借りてということについてです。

この障害者就業・生活支援センターというのは、障害者の就労、あるいは、職場での定着を専門的に取り扱う公的な機関なのですね。でも、実は、オホーツク管内には北見にしかないのですよ。

紋別市は、高等養護学校と養護学校という二つの特別支援学校を有するまちです。そう全道にあるわけではありません。こういうまちにこそ、障害者の就労や定着をしっかりとサポートする公的なセンターが必要なのだと思っています。

その意味で、障害者就業・生活支援センターを紋別に設置できないか、誘致できないか、このことが重要な課題だと思っていますが、それについて市としてはどんな見解をお持ちか、あるいは、何か働きかけをしているのであれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（飯田弘明君） 大平社会福祉課長。

○社会福祉課長（大平一也君） お答えいたします。

障害者就業・生活支援センターの紋別市への設置についてであります。道とも協議は進めてございます。また、紋別市においても、北見からこちらまでカバーしていただくというのは非常に難しいと思っておりますので、何とか紋別市にも障害者就業・生活支援センターの設置をとということで今取り組んでいるところであり、障害者就業・生活支援センターの業務を担えるような方を福祉人材として探しているところであります。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） ぜひ、その取組も併せ、進めていっていただきたいと思えます。生活保護についてお聞きします。

扶養照会について、今、市長からいろいろと答弁がありました。

ただ、これ自体は義務ではないのです。そして、生活保護を受ける要件でもないのですが、それを確認したいと思えます。

○議長（飯田弘明君） 大平社会福祉課長。

○社会福祉課長（大平一也君） お答えいたします。

扶養義務照会については、扶養義務者が要保護者に対して扶養義務を負うというのは義務ではございませんが、生活保護法上、扶養照会はしなくてはいけないことになってございます。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） 生活保護のことで一番重要な問題は漏給だと私は思っています。

生活保護を受ける状況にありながら生活保護を受けないでいる人が全体の8割ぐらいいと言われているのですよね。

それは、生活保護に対するスティグマと言われます。恥だという概念です。これを払拭していかないと、本当に最後のセーフティーネットにならないのです。その一つの障壁に扶養照会というものがあるのは間違いのないのですが、あくまでも申請者の意思をしっかりと尊重して進めていっていただきたいと思えます。

もうやられていると思えますから、改めての答弁は要りませんけれども、ぜひ、この対応を進めていただきたい。

ケースワーカーについて、お聞きします。

ケースワーカーは、今、何人いらっしゃいますか。そして、1人で何人の生活保護利用者を担当していますか。女性のケースワーカーはいますか。皆さんは社会福祉主事の資格を持っていますか。

いかがですか。

○議長（飯田弘明君） 大平社会福祉課長。

○社会福祉課長（大平一也君） お答えいたします。

現在、ケースワーカーは3名体制となっております。

担当世帯数ですが、1人のケースワーカーが130世帯を担当してございます。

現在、女性のケースワーカーはいません。

社会福祉主事ですが、ケースワーカー3名とも所持してございます。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） ケースワーカー3人とはびっくりです。

ケースワーカー1人が対応する生活保護利用者は、基本、80人だと国は指定をしています。130人はとっても無理ですね。

そして、シングルマザー、いわゆる独り親の方が保護者にはいると思います。女性の方がどうしても必要ではないのですか。

これは人事の問題でもありますけれども、この問題についてどんな認識を持たれていますか、いかがですか。

○議長（飯田弘明君） 大平社会福祉課長。

○社会福祉課長（大平一也君） お答えいたします。

まず、ケースワーカーが1人130世帯を持っていて、80世帯を超えているということについて、また、女性ケースワーカーについてですが、原課といたしまして人事のほうと相談してございます。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） これは、非常に重要な観点だと私は思います。

人事の担当では、今、この議論をされていますか。どのような取組をされていますか。

○議長（飯田弘明君） 小林庶務課長。

○庶務課長（小林昌史君） お答えいたします。

原課である福祉サイドの社会福祉課の課長が人事のヒアリングに入っております。これは、全体の人事のヒアリングですけれども、その中で、今の体制やケースワーカー一個々が抱える数についても報告をいただいております。

なお、今は、コロナ禍ということで、対面訪問などはできていない状況ですけれども、新年度に向けて充足する体制を取る方向で人事当局としては考えております。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） よろしく申し上げますね。

本当に困っている方に寄り添うまちづくりを進めていただきたいと思います。

ジェンダー平等と男女共同参画についてお聞きします。

各種審議会の女性の割合です。11%から、平成30年は12.5%ということで、ほとんど変化がないのです。どうしてなのでしょう。どういうふうに総括されていますか。

○議長（飯田弘明君） 大月市民生活部次長。

○市民生活部次長（大月 茂君） お答えします。

確かに、平成30年度の目標は20%ですが、12.5%です。

紋別市にはいろいろな会議があるのですけれども、そこに人材を出していただきたいという要請の下に出しています。しかしながら、各企業の方や有識者には男性の方が多いという実態があり、結果的に男性が多くなっているのかなと考えております。

また、ジェンダー平等という観点はあるものの、女性の社会に向けての意識というか、なかなか難しいという先入観があるのかなと思っております。さらには、その職場や事業所での環境から女性をなかなか出しづらいのか、それはちょっと分かりませんが、そういうこともあるのかなと思います。

そういう意味から、今後は、企業に対する周知活動も含め、働きかけをやっていかなければならないと思っております。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） 男女平等やジェンダー平等というのは簡単な話ではないのです。

先ほど市長もご答弁されたように、今までのずっと長い習慣の中でしみついているものがあるのです。私だって、女のくせに、男のくせに、女だから、男だからと思わず思ってしまうときがあるのですよ。だから、私もまだジェンダー平等の研さん中だと思っておりますよ。でも、それが今の日本の社会であり、今の紋別なのです。

だから、意識的にでも女性を登用していかない限り、これはなかなか直らないのだろうと思っております。直らないというのか、前進していかぬのだろうと思っておりますが、その点についてはいかがですか。

○議長（飯田弘明君） 宮川市長。

○市長（宮川良一君） 男女共同参画についてです。

私は、市長に就任してからも、女性に限らず、若い人たちを審議会にどんどんと入れようということで進めてきております。ただ、やっていただけの方が現実的に難しいという状況があります。議会もこの人数でお1人です。こちらでも紋別の女性の方になかなか出ただけいけないのかなと思います。

しかしながら、紋別市の中には活躍されている女性の方々がおられますので、そういう方々と協議をしながら、人材を見つけていただきながら、できる限りいろいろな形で参加をしていただきたいと思っておりますし、呼びかけをしてまいりたいと思っておりますので、この点でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） 確かに、様々な女性の活躍を私もかいま見ておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

LGBTについてはです。

私は、この問題を議会で取り上げるに当たって、札幌でレインボーファミリー札幌という当事者団体の代表と懇談をする機会がありました。

話を伺って、私なりに非常に衝撃を受けたというか、刺激を受けました。改めて、私も、このLGBT、性的マイノリティーの状況について、まだまだ勉強不足なのだ

な、認識不足なのだなということを実感しました。

今ご答弁がありました。私は紋別の取組はまだまだだという気がします。

どうですか。こういう当事者を呼んでいただいて、市民もそうですし、市職員の皆さんも子どもたちもそうですが、ぜひ、そういうような研修やセミナーが必要ではないのかなという気がします。いかがですか。

○議長（飯田弘明君） 大月市民生活部次長。

○市民生活部次長（大月 茂君） お答えします。

確かに、議員がおっしゃるとおり、大変大事なことだと思っておりますが、その前段で、我々、市職員も含めた中で、LGBTに対しての理解や協力など、いろいろと難しい問題があると思っております。安易にはできないのかなと思っております。

そこで、そうした方々の気持ちを考えながら、どういうふうにやれば、LGBTの方が紋別市民と一緒に生活できると思いますか、なじんでいけるのか、それも含め、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（飯田弘明君） 野村淳一君。

○6番（野村淳一君） 子どもたちの問題です。

医療費無料化の所得制限について、市長からは含みを持った答弁だったと思っておりますが、ぜひ、所得制限の廃止に向けた取組も強力に進めていただきたい、そのことを要望して、終わります。

○議長（飯田弘明君） 以上で野村淳一君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食時間を含め、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（飯田弘明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番梶川友子さん、登壇を願います。

○5番（梶川友子君）（登壇） 通告に従い、質問させていただきます。

子宮頸がんの情報提供についてお伺いいたします。

日本では、年間およそ1万人の女性が罹患し、およそ2,800人が命を落とします。ほかのがんに比べて比較的若い世代の患者も多く、治療のために子宮を失って妊娠できなくなることもあります。この病気は、多くの場合、ヒトパピローマウイルス——HPVが原因で発症します。

ワクチンは、このウイルスの感染を減らすものです。2013年4月から法律で定められた定期接種になっていて、接種の費用は公費で助成されます。対象は小学6年生から高校1年生までの女の子で、このウイルスは主に性行為によって感染するので、そういった経験をする前に接種するのが望ましいとされています。

定期接種であれば通常は国が接種を呼びかけるのですが、このワクチンでは積極的な勧奨は2013年6月から控えています。ワクチン接種後に長く続く全身の痛みや手足の運動障害など、副反応が疑われる症状を訴える人が相次いだためです。定期接種が始まって僅か2か月で勧奨を控えるという異例の措置が取られていて、今もその状況が続いています。

その結果、一時、70%だったワクチンの接種率は、1%程度にまで激減しました。そして、接種を促す通知が来ないので、自分が定期接種の対象であることやワクチンの存在すら知らない人も増えています。

厚生労働省の認知度調査においても、接種対象年齢の女子の85.5%、また、その母親の87.7%がHPVの情報、リーフレット等を見たことがないとの結果が出ています。

日本では、ほとんど接種されていないということですが、この7年余りに新たに分かったことで一番大きなことは、ワクチンの効果がより確かになってきたことです。世界では、大変評価されていて、世界保健機構が推奨していますし、100か国以上で公的な予防接種に同意されています。

その中で、昨年——2020年10月、注目される研究成果が公表されました。スウェーデンで167万人の女性を対象にワクチン接種と子宮頸がん発症の関係を分析したところ、接種した女性の発症リスクが63%下がったというものです。

ウイルスに感染してがんになるまでには時間がかかるので、感染が減っても感染者を減らせるところまで確認できていませんでしたが、実際に患者を減らす予防効果が初めて示され、注目されています。

日本では、新たな動きとして、今使っているワクチンより効果が高いとされている新しいワクチンが、昨年——2020年7月に承認され、定期接種で使えるよう検討が始まっています。この新しいワクチンも無料で受けられるようになるかもしれないということです。ただ一方で、安全性はどうか、日本で積極的に接種しましょうということをやめるきっかけになった接種後の副反応が疑われる訴えが気になるところです。

問題になっていたのは、全身の痛み、歩行困難、睡眠障害、記憶障害などがあります。今もこうした症状が続いていて、学校をやめたり、就職できずにいたりして、将来の不安を抱える人がいて、深刻です。

このような方たちは、こうした症状はワクチンの成分のせいだというふうに訴えていて、およそ130人が国と製薬会社を相手に裁判で争っています。そして、国の積極的な勧奨を再開することに対しても強く反対しています。

これに対して、国は、国内外の研究を見てもワクチン接種と因果関係があると証明されていない、つまり、因果関係があるという証拠も因果関係がないという証拠もまだない状況だということです。

しかし、このような症状はワクチンを接種した後に出ているので、国も重視していて、接種後の局所の痛みや不安などが症状を引き起こすきっかけになったことは否定

できないとしています。

このような状況の中、接種するかどうかを判断しなければなりません、どのように考えたらいいのか、個人にとっての効果とリスクを総合的に判断するしかないと思います。

厚生労働省の勧告に基づき、2013年以降、接種勧奨を控えておりましたが、昨年10月に、厚生労働省からワクチンの定期接種について情報提供のさらなる充実を図ることとの通知がされたことを受け、紋別市においても対象者へのリーフレットの配付をするべきと考えます。

予防接種の推奨ではなく、対象者とその家族に対し、子宮頸がんやワクチンに関する正しい情報を周知することで予防接種を受けるかどうかの選択肢を自分で決める環境をつくるべきと考えますことから、見解をお伺いいたします。

次に、コロナ感染者への偏見、差別の対応についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスに感染した人やその家族に対する差別によって深刻な人権侵害が起きています。どんなに気をつけていてもウイルスの感染を100%免れることはできず、感染したことへの責任を問うべきではないと思います。特に、地方は、感染者が目立ちやすく、差別などを受けやすい傾向にあります。

差別の問題が最初に表面化したのは、クルーズ船のダイヤモンド・プリンセス号の医療関係者でした。診療に当たった医療関係者が中傷されたり、子どもを保育園に登園させないよう求められました。

医療従事者以外でも、介護施設、保育所、スーパー、薬局、トラック運送、清掃など、私たちの生活は、これらの様々な方々により支えられています。こうした方々や感染者、濃厚接触者に対して、感染に関する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

感染者は加害者ではなく、感染症の発生は不祥事ではなく、感染者が責められるべきものではないこと、そして、感染対策が必ずしも十分ではなくても、その人への非難や攻撃が正当化されないようにすることが大切です。

感染者等に関する差別的な言動の中には民事上の損害賠償責任が発生するものや刑事責任が発生するものが存在しますが、そのことについて一般に周知することでこれらの行為に対する抑止効果が期待できると考えられます。

差別が感染対策の敵であること、感染対策の徹底がゼロリスクを意味するものではないということです。感染した人には早くよくなってほしいと励まし、治った人にはお帰りなさいと伝えることが差別と闘う方法の一つになると思います。加えて、ネットの差別的な発言や不安をあおる発言に同調しないことも大切です。

しかしながら、職場の人間からの露骨な嫌がらせ、このまま職場にはいけないのかと、偏見、差別に苦悩している市民が現実存在しています。

紋別市として、このような方々への有効な支援策が何かあるのではないかと考えて

いますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。再質問は留保いたします。（降壇）

○議長（飯田弘明君） 答弁を求めます。

宮川市長。

○市長（宮川良一君）（登壇） それでは、梶川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、子宮頸がんの情報提供についてであります。副反応等の発生頻度等がより明らかになるなど、新たな情報を提供できるまでの間はワクチン接種の積極的な勧奨とならないよう留意すべきとの国の通知に基づき、市民への情報提供を差し控えておりました。

今般、日本産科婦人科学会から今までより効果の高い新しいワクチンが承認されたことやワクチンの予防効果について研究成果が公表されているなど、新たな情報提供がありましたことから、定期接種の対象者に対し、個別通知により、子宮頸がんについての正しい理解やワクチン接種の有効性及び安全性に関する情報提供を行ってまいります。

次に、コロナ感染者への偏見、差別の対応についてであります。本市において、1名の感染の公表がありました。感染された方やそのご家族の方々がいわれのないいじめや差別的な扱いを受けているとのことで大変心を痛めております。

また、その方々に対する不当な差別や偏見、誹謗中傷などにより、感染を疑われる症状が出て、検査のための受診や保健所への正確な行動歴や接触者の情報提供をためらい、感染拡大につながってしまう懸念があります。

そのような中で、市民の有志がチームをつくり、コロナと闘う全ての人に向けて温かい気持ちで応援と感謝を伝えるメッセージの募集公開や、ライトアップ、花火の打ち上げなどのほか、有志の方や市内飲食店などからも、医療従事者及び看護学生、高校生への応援弁当の提供や潮見中学校吹奏楽部による応援演奏など、たくさんの市民による取組が行われております。

市といたしましても、より一層、感染防止対策に努めながら偏見や差別がなくなるよう、これらの取組をバックアップするなど、市民の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（飯田弘明君） 梶川友子さん。

○5番（梶川友子君） 1点確認させてください。

子宮頸がんの情報提供に関し、個別で送付しますよというご答弁だったのですけれども、小学校6年生から高校1年生までの幅広い学年に対し、どのタイミングでどの学年にお知らせをするのかはもう決まっているのでしょうか、教えてください。

○議長（飯田弘明君） 大平健康推進課長。

○健康推進課長（大平朱美君） お答えいたします。

どの学年にということはまだ決めておりませんが、令和3年度の早い時期に個別通知をしたいと思っております。

接種の対象が幅広いので、適正な時期にという示しが国からあります。それには中学生から高校1年生が適正な時期と書かれているということもありますので、対象者についてはもう少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（飯田弘明君） 以上で梶川友子さんの一般質問は終了いたしました。

本日の議事はこれで終わりたいと思っております。

なお、明日は引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までにご参集を願います。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

午後1時25分 散会

以上、会議録の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員